

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準

(平成26年厚生労働省告示第237号)

1 雇用保険法第60条の2第1項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
- 二 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。特に、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練(以下「専門実践教育訓練」という。)については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合わせ等に常時対応する担当者が置かれていること。
- 三 厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うものであること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定(雇用保険法第60条の2第1項の規定による指定をいう。以下同じ。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)であった者で、その取消しの日から5年を経過しないものを含む。)であること。

ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員のうちに、イに該当する者があること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。

五 教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施すること。

2 雇用保険法第60条の2第1項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、当該教育訓練の内容及び期間等が、次のいずれかに該当するものであること。

イ 雇用保険法施行規則第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練(以下「一般教育訓練」という。)については、次のいずれにも該当するものであること(ロに該当するものを除く。)。

(1) 次のいずれにも該当するものでないこと。

(i) 趣味的又は教養的な教育訓練

(ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練

(iii) 職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

(i) 公的職業資格（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。以下同じ。）又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。

(ii) (i) に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。

(3) 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の修士課程若しくは博士課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程（以下「養成課程」という。）については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(i) 通学制訓練期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上あること。

(ii) 通信制訓練期間が3ヶ月以上1年以内であること。

□ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

(1) イ (1) (i) 及び (ii) に該当するものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

(i) 公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。）の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、人材開発統括官の定める訓練期間が1年未満の養成課程を含む。）。

(ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであって、当該教育訓練の期間が2年であること。

(iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が2年以内（資格の取得につながるものにあっては、3年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。

(iv) 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成27年文部科学省告示第124号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして

人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が1年以上2年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内のものであること。

- (v) 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するもの（以下「高度情報通信技術資格」という。）として人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であり、当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内のものであること。ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、人材開発統括官が定める要件を満たすことであること。
- (vi) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規定（平成29年経済産業省告示第182号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものであること。

二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
- ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。
- ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。
- ニ 当該教育訓練を修了した者における目標資格等（当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。）に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。
- 三 当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。
- 四 当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。
- ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 第1号ロ (2) (i) に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

- (2) 第1号口(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- (3) 第1号口(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- (4) 第1号口(2)(iv)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績（大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績）からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- (5) 第1号口(2)(v)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- (6) 第1号口(2)(vi)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。

七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練に係る入学科及び受講料（雇用保険法第60条の2第4項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が20,005円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者の間で、異なる取扱いをするものではないこと。

八 教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ 次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。

- (1) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項
- (i) 当該教育訓練の内容及び目標
 - (ii) 当該教育訓練の受講者となるための要件
 - (iii) 当該教育訓練の受講の実績
 - (iv) 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法
 - (v) 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法
 - (vi) 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法
 - (vii) 当該教育訓練の目標の達成の状況
 - (viii) その他必要な事項
- (2) 当該教育訓練の目標に関する情報

(3) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項

(4) 当該教育訓練に係る販売代理店等(契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。)の氏名及び所属(法人又は団体にあっては、名称及び所在地)

(5) その他必要な事項

ロ イ (1) 及び (3) に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されるものであること。

九 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等(以下「販売活動等」という。)に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ 次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。

(1) 当該教育訓練に係る販売活動等(販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。)の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。

(2) ロに規定する窓口の業務を監督すること。

(3) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。

(4) その他適正な販売活動等の実施を確保すること。

ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口が設けられていること。

ハ 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。

(1) 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査

(2) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備

(3) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知

(4) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類の入手

(5) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導

(6) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置

ニ 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。

(1) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。

(2) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

附 則(平成26年厚生労働省告示第237号)

1 この告示は、平成26年10月1日から適用する。

2 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年法律第13号)による改正前の雇用保険法第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第2項第1号ロ(2)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第5号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。

附 則（平成27年厚生労働省告示第423号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第2項第1号口（2）（iv）に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号口（2）（iv）に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第5号口（4）に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。

附 則（平成28年厚生労働省告示第207号）

- 1 この告示は、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第2項第1号口（2）（v）に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号口（2）（v）に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号口（5）に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。

附 則（平成29年厚生労働省告示第180号）

- 1 この告示は、平成29年10月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第2項第1号口（2）（v）ただし書きに規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号口（2）（v）ただし書きに規定する教育訓練の時間に満たないもの若しくは期間を超えるもの又は同項第5号口（5）に該当しないものが一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。
- 3 第2項第5号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、人材開発統括官が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。

附 則（平成29年厚生労働省告示第324号）

- 1 この告示は、公布の日から適用する。ただし、第1条の規定及び附則第2項の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第2項第1号口（2）（vi）に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号口（2）（vi）に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第5号口（6）に該当しないものが一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。